

川口市立青木会館を利用するかたへ

更新日 令和4年9月1日

設置の目的

市民の文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的として設置した施設です。

主な利用目的

会議、研修、サークル・レクリエーション活動、軽微な運動等

開館時間

午前9時から午後9時30分

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

※設備点検のため、臨時に休館する場合があります。(年2回程度)

利用の条件

1. 文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした5人以上の団体
2. 団体の代表者が成人(高校生を除く。)
3. 講師が主体となって月謝を徴収する塾・教室のような活動はできません。
4. 営利を目的とした利用はできません。

ご利用までの流れ

- ①利用にあたっては事前に利用団体登録(無料)が必要です。福祉総務課へ利用団体登録申請書の提出をお願いします。
(利用団体登録申請書はホームページまたは会館の窓口にあります。)
- ②審査後、利用者内容確認書を発行いたします。(代表者や住所等の変更がござい

ましたら、変更届の提出をお願いします。)なお、登録の有効期間は 2年間となっております。有効期間満了日の 4カ月前頃に更新のご案内をいたします。

③利用者内容確認書を受け取りましたら、施設予約システムにて予約を行います。予約の方法は次の2通りあります。(利用者IDとパスワードが必要です。)

- ・インターネット:川口市ホームページから予約をすることができます。
インターネットに接続できる携帯電話からも予約することができます。(24時間利用可能)
- ・キオスク端末機 :市内公民館等に設置してあるキオスク端末機から施設を予約することができます。(開館時間内のみ)

※大人数(およそ100人以上)での会議・イベント等を行う場合は、施設予約システムでの仮予約後、タイムスケジュール、利用予定人数、駐車場計画(使用台数・誘導担当者の人数・車両の配置場所)が記載されている実施計画書等(任意様式)の提出をお願いいたします。

④青木会館窓口にて利用申請及び使用料の支払いをお願いします。お支払い後、利用許可書及び領収書をお受け取りください。

- ・利用申請及び利用料金の支払いの受付時間は平日の午前9時から午後5時までとなります。

※施設予約システムでの予約完了後30日以内に支払いがない場合、自動キャンセルとなりますので、ご注意ください。

- ・施設予約システムでの仮予約日から利用日まで30日以内の場合、利用日当日(利用前)までに申請手続きを行い、使用料をお支払いください。

※ただし、利用日が土、日曜日及び祝日の場合、その直前の平日までに申請手続きを行い、使用料をお支払いください。

★【使用料の支払いの特例について】★

通常は、仮予約から30日以内に支払いがないと自動キャンセルとなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により休館となる可能性があること及び対人接触機会の減少を目的として、当分の間、利用日当日の利用前(午後5時まで)にお支払いいただくようお願いいたします。

(システム上、自動キャンセルとならないようにしてあります。)

⑤利用日当日は青木会館窓口にて利用許可書を職員に示し利用する旨を申し出てください。

予約可能期間

- (1)市内団体 利用月の3ヶ月前の月の1日9時から利用日の前日15時まで
 (2)市外団体 利用月の1ヶ月前の月の1日9時から利用日の前日15時まで
 (3)ゲスト団体 利用月の1ヶ月前の月の1日9時から利用日の7日前15時まで
 ※ただし、利用日が土、日曜日及び祝日の場合、その直前の平日の15時までとなります。

市内団体とは ……市内在住者が8割以上で構成された団体
 市外団体とは ……市内団体以外の団体
 ゲスト団体とは ……定期ではなく一時的に利用する団体

※先着予約となります。

※予約の上限は1団体1ヶ月あたり8単位までとなります。

ただし、8単位をすでにご利用になっても、施設にまだ空きがあり、さらに予約したい場合は、利用したい日の2週間前から受付いたしますので、川口市役所福祉総務課へお問い合わせください。(キオスク端末機及びインターネットや携帯電話からは予約申込をすることはできません。)

定員及び使用料金

| 時間区分 施設区分 | 定員 | 午前 9時～ 正午 | 午後 1時～ 4時30分 | 夜間 5時30分～ 9時30分 |
|--------------|-----|-----------------|--------------------|-----------------------|
| | 人 | 円 | 円 | 円 |
| コミュニティルームA | 50 | 720 | 840 | 960 |
| コミュニティルームB | 50 | 660 | 770 | 880 |
| 会議室A | 180 | 1,330 | 1,560 | 1,780 |
| 会議室B | 96 | 820 | 960 | 1,100 |
| 会議室C | 90 | 700 | 820 | 940 |

※市外居住者の利用又は市外居住者を主たる対象として利用する場合は、規定使用料のほかに、規定使用料の額の5割に相当する額を徴収します。

※コミュニティルームA・Bは2室つなげての利用も可能です。

※コミュニティルームA・Bは土足禁止となっております。内履きをご持参いただくか、

備え付けのスリッパをご利用ください。

※会議室 A・B・C は 3 室つなげての利用も可能です。その場合、定員はイスのみで 500 人です。

【問い合わせ先】

川口市役所福祉部福祉総務課庶務係

所在地：川口市中青木1-5-1(第二庁舎4階)

(郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1)

TEL：048-259-7929(直通)

E-mail：083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp